

美作総務第 5 7 号  
令和元年 5 月 2 1 日

美作市議員報酬及び  
特別職給料等審議会 会長 殿

美作市長 萩 原 誠 司

特別職報酬等の額について（諮問）

美作市議員報酬及び特別職給料等審議会条例（平成 17 年美作市条例第 40 号）  
第 2 条の規定に基づき、美作市議会議員の議員報酬の適正額について、貴審議  
会の意見を求めます。

## 諮 問 理 由

本市議員報酬の額については、複雑、高度化する職務の内容及びその職責、他の地方公共団体の議員報酬の額、社会経済情勢の変化などを踏まえ、適時適切に美作市特別職報酬等審議会において議論いただくべきものである。

議員は非常勤職ではあるが、現在では議員活動が広範囲に及び、かつそれに専念しなければ責務が果たせない状況にある反面、平成17年7月の報酬改定以来、据置きの状態であり、県内他市と比較しても報酬額が低い状況にある。

市議会は、市の議決機関として市民の意思を行政に反映させる重要な役割を担っている。これまで議員定数削減をはじめとする議会改革にも積極的に取り組まれており、議員一人ひとりの職責はますます重要性を増している。

このようなことから、本市議員報酬についても本市を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、市民の理解が得られるものとするために、報酬額のあるべき水準について、本審議会に諮問するものである。